



消費者被害速報 NO113

2020年6月

新型コロナウイルス関連の予兆電話・特殊詐欺・悪質商法の被害が出ています！！

① 息子を装い「コロナウイルスに感染した。お金が必要なので振り込んで欲しい。」



振込みをする前に家族の電話番号に電話をかけなおしたり、他の家族に相談をするようにして下さい。

② 宅急便でマスクを送り付けて代金を請求する。



政府が配布する布マスクは、お知らせ文と一緒に透明の袋に包んで配布され、代金を請求されることはありません。

③ 水道局関係者を装った者が訪問して、「水道管がコロナウイルスに感染しているおそれがあり、点検する」等と言い、蛇口周りを点検し、高額の作業(点検)料を請求する。



不必要なサービスや物品の販売は、はっきりと断りましょう。



些細なことでも、皆様の周りで「あれ？」と思うことがありましたら下記まで連絡下さい



高齢サポート・音羽

地域包括支援センター

TEL: 595-8139 FAX: 593-4139